

7都府県におけるMRワクチン任意接種分の発注様式について

平成30年10月2日付、厚生労働省健康局健康課長及び同局結核感染症課長連名通知「風しんの届出数の増加が認められる5都県における風しん対策について(協力依頼)」、及び、12月7日付、同省同局健康課長、結核感染症課長及び子ども家庭局母子保健課長連名通知「風しんの届出数の増加が認められる7都府県における風しん対策について(協力依頼)」により、風しんの届出数が増加している7都府県(東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県)に対して、過去の出荷実績分に加えて、その80%相当分を任意接種分として出荷されることとなっております。

当該任意接種分を医療機関が卸に発注する際には、別紙の「初回発注(様式例)」及び「2回目以降の発注(様式例)」に沿った様式を使用することとなりました。